

千葉市公告第424号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年5月26日

千葉市長 神谷 俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

千葉市本庁舎電話サービス契約（長期継続契約）

(2) サービス概要

入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年9月30日まで

(4) 履行場所

千葉市本庁舎

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 電気通信事業法による登録電気通信事業者であること。

(4) 令和3年度以降に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体の庁舎の電話サービスを元請けとして12か月以上継続して提供した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部管財課庁舎設備班

電話 043-245-5083

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。）。

(2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和8年6月3日（水）までに前記3の契約事務担当課に持参又は書留郵便により提出すること（持参の場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。郵送の場合は、令和8年6月3日（水）午後4時30分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

5 入札説明書の交付 公告の日から令和8年6月3日（水）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。）。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和8年6月30日（火）午後2時00分（郵送の場合は、令和8年6月29日（月）午後4時30分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉市本庁舎高層棟3階 L会議室304

(3) 入札方法 基本料金、通話料金、オプションサービス使用料金、割引サービスの36か月に初期費用を加えた総価のうち契約初年度に要する金額で行う。

(4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部管財課で閲覧できる。

(5) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。

(6) 詳細は、入札説明書による。